

平成 28 年 1 月 19 日

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 殿

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長



「家庭用電気マッサージ器による危害」について（要 望）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「家庭用電気マッサージ器による危害」をテーマに調査を行ったところ、別紙（1月21日公表資料）の内容で結果がまとまりました。その結果を踏まえ、下記 1. について要望いたします。

なお、要望・情報提供は下記 2. の関係機関・行政機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

1. 要望内容

(1) 適正な使用のために正しい情報が伝わるよう要望します

PIO-NET 相談事例には、機器を使用することによって腰痛が悪化したという事例や、店頭で進められるままに使用して、症状を悪化させたり、骨折に至った事例がみられました。家庭用電気マッサージ器は家庭用医療機器認証を受ける際、法令により、その使用にあたって「次の人は使用しない」「医師と相談してから」といった注意表示を取扱説明書に記載するよう求められていますが、店頭での体験使用時や販売時にこれらの注意事項が正しく掲示・表示されていないなかったり、販売員から説明が徹底されていないと思われます。展示販売の場所での体験時や購入検討時に正しい情報が伝わるよう要望します。

(2) 販売員の教育の徹底を要望します

医師の判断が必要な疾病がある人に対しても利用を勧められたという事例が見受けられます。販売員に対して適性使用のための教育の徹底を要望します。

(3) 販売時に使用者には弱い刺激から使うように指導することを要望します

電源を入れてそのままスタートすると中刺激で開始される家庭用電気マッサージ器があります。安全のため、販売時に使用者には弱い刺激から始めるように指導することを要望します。

(4) 展示販売場所を販売事業者に貸す際にも安全に関する説明の徹底を求めるよう要望します

百貨店、スーパーマーケット、ショッピングセンターなどで、展示販売の場所を販売事業者に貸す際には、安全に関する説明を十分に行うことを販売事業者に求めるよう要望します。